

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



代わりに申し込んだはずが… 外国通貨の勧誘に注意！

最近、アフガニ（アフガニスタン通貨）の購入を材料にした投資トラブルに関する相談が寄せられています。高齢者をターゲットにした「劇場型勧誘」の手口であり、注意が必要です。

【県内事例①】

A社に「B社からアフガニのパンフレットが届いてないか。顧客のC氏が欲しがっているので譲ってほしい。何口購入できるかB社に聞いてもらえないか」と電話で頼まれた。

B社から「50口（1千万円分）購入できる」と回答をもらい、A社に伝えると「申込はパンフレットを受け取った人しかできない」「代金はC氏が支払い謝礼も出すので、代わりに申し込んで欲しい。迷惑はかけない」と言われ、承諾した。

数日後、B社から「代金が入金されたが、口座名義があなたでなかったので返金した」「あなたから3百万円か5百万円入金して欲しい」と連絡があった。

A社に相談すると「C氏は外国に行っているのでどうにもならない」と言われ、やむを得ずレターパックで20万円送金した。その後、C氏が何度も入金を約束してくれるのだが、期日になっても帰国せず、結局、レターパックでの送金を繰り返し総額350万円支払った。（70代女性）

アドバイス

1. アフガニ以外にも、イラクディナールやスーダンポンドなど、外国通貨の購入に関する相談が寄せられていますが、多くの場合、お金を支払ってしまうと連絡が取れなくなり、返金される可能性はほとんどありません。業者の勧誘には一切耳を貸さず、きっぱりと断りましょう。
2. レターパックや宅配便で現金を送ることは、郵便法や各事業者の約款で禁じられており、真っ当な取引ではあり得ません。「レターパック、宅配便で現金送れ」は詐欺の手口なので、絶対に送ってはいけません。
3. 過去に未公開株や社債などの投資トラブルにあった消費者を、再度ねらった勧誘が目立ちます。過去に被害にあった方は、特に注意してください。
4. 知らない業者から勧誘があった場合、トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センター等にご相談ください。

